

小型船舶操縦士身体検査基準表（平成26年4月1日より）

<p>視力（五メートルの距離で万国視力表による。）</p>	<p>一次の各号のいずれかに該当すること。 一 視力（矯正視力を含む。次号において同じ。）が両眼共に0.5以上であること 二 一目の視力が0.5に満たない場合であっても、他眼の視野が左右百五十度以上であり、かつ、視力が0.5以上であること。</p>
<p>色覚</p>	<p>色盲又は強度の色弱でないこと。 更新・失効講習の場合は不要。</p>
<p>聴力</p>	<p>五メートル以上の距離で話声を弁別できること。</p>
<p>疾病及び身体機能の障害の有無</p>	<p>心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があっても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。ただし限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があってもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることをもって足りる。</p>